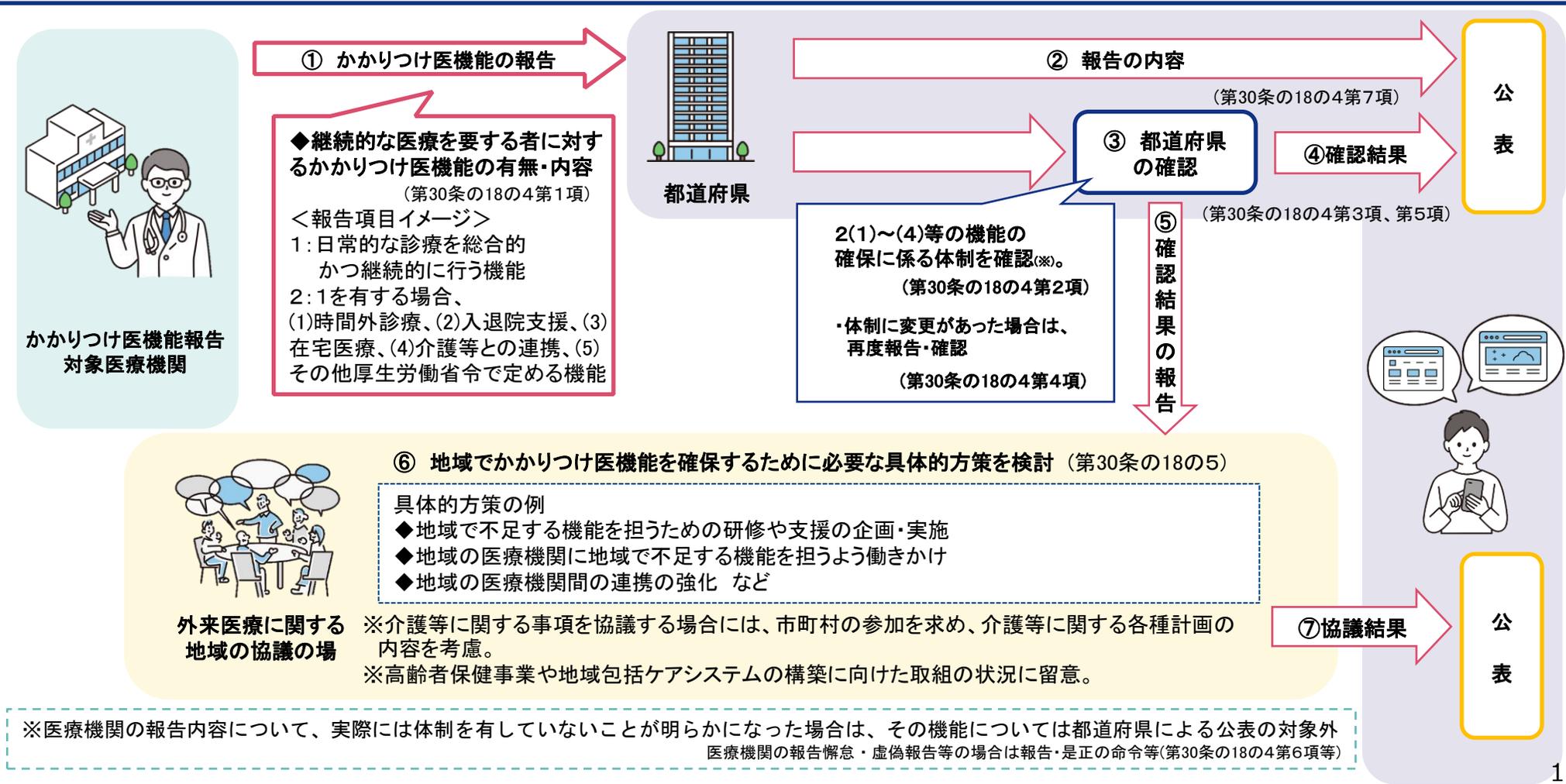


令和7年度医療政策研修会	資料
令和8年3月17日	3

かかりつけ医機能報告制度について

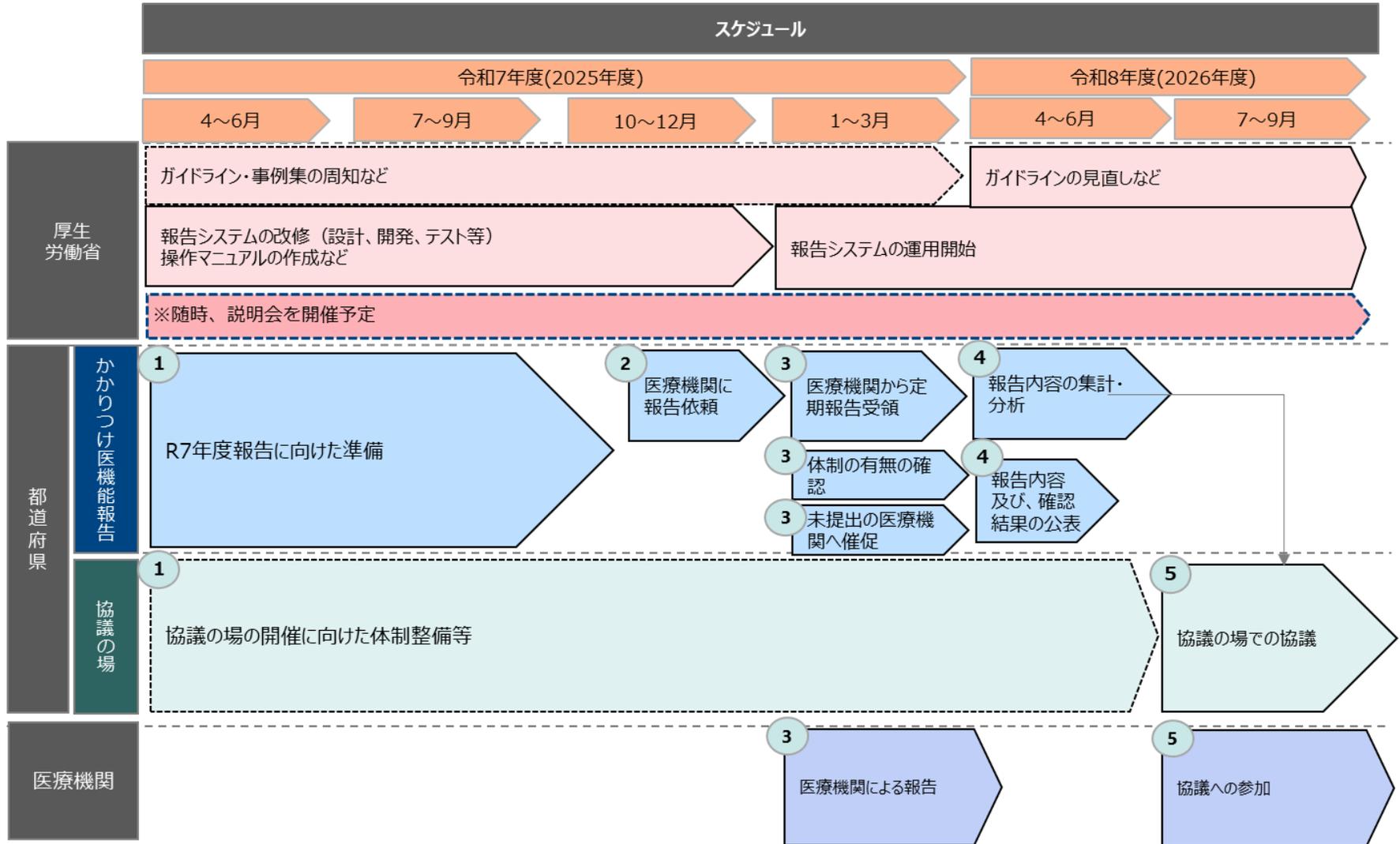
かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



かかりつけ医機能報告制度施行後の当面のスケジュール

かかりつけ医機能報告制度の施行後の当面のスケジュールは以下のとおりです。



未報告医療機関への督促等について

- 未報告の医療機関が存在する場合は、都道府県から医療機関に対し督促等の実施をお願いしているところです。
- また、未報告の医療機関に対する医療法上の取扱いは下記のとおりとなっておりますのであらためてご確認ください。
- なお、G-MISには未報告の医療機関の件数を集計・表示する機能（定期報告件数集計機能）や未報告の医療機関に督促メールを配信できる機能（督促メール配信機能）も実装しておりますので必要に応じてご活用ください。機能の詳細は【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS操作編）をご参照ください。

医療法	内容
第三十条の十八の四	<p>地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（第一号及び第二号において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能の確保のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4 第二項の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者は、当該確認を受けた体制について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、当該変更が生じた体制が同項の厚生労働省令で定める要件に該当すること（他の病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。）を確認するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>6 都道府県知事は、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。</u></p>
第九十二条	<p>第六条の四の四第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をした者又は第三十条の十三第五項、第三十条の十八の二第二項若しくは<u>第三十条の十八の四第六項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。</u></p>

かかりつけ医機能報告における院内掲示の考え方について

報告時点で院内掲示を行っていない場合であっても、G-MISでの報告の後、G-MISから院内掲示用の帳票を印刷し、遅滞なく当該様式を院内掲示いただく場合には、当該報告事項について「有り」と報告することが可能です。

事務連絡
令和8年2月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

かかりつけ医機能報告における院内掲示について
(依頼)

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年1月より、医療法（昭和23年法律第205号。以下、「法」という。）の規定に基づき、かかりつけ医機能報告（法第30条の18の4第1項の規定に基づいて行われる報告をいう。）の運用が開始されていますが、法第30条の18の4第1項第1号に定める機能（以下、「1号機能」という。）に係る報告事項である「院内掲示による公表の有無」を「無し」と報告することにより、1号機能の有無が「無し」となる医療機関が多く確認されているところです。

そこで、先般、医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）で報告を行った上で当該報告内容が記載された帳票をG-MISから印刷し、遅滞なく院内掲示する場合には、「院内掲示による公表の有無」を「有り」と報告して差し支えない旨、各都道府県担当者あてご連絡させていただいたところです。

しかしながら、こうした報告にあたっての考え方等の周知が必ずしも十分ではないことが原因で、各都道府県に既に報告済の医療機関の中には、報告を行う時点において院内掲示をしていなければ「有り」と報告することができないと誤認し、「無し」と報告した医療機関が多く含まれていると推察されることです。

つきましては、貴部局におかれては、上記の考え方について、管内の医療機関等へ確実な周知を行っていただくとともに、誤認の下で報告を行った医療機関に対しては、当該報告内容の修正を促していただく等、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

留意事項

院内掲示を実施する際の様式につきましては、G-MISにより報告を行った後、G-MISから報告内容が記載された帳票を印刷することができるようになっております。

しかしながら、制度の周知等が必ずしも十分ではないことが原因で、各都道府県に既に報告済の医療機関の中には、報告を行う時点において院内掲示をしていなければ「有り」と報告することができないと誤認し、「無し」と報告することによって、かかりつけ医機能（1号機能）が無いと判定されてしまう医療機関が多く確認されているところです。

本件については、先般、都道府県向けにも事務連絡を發出しており、報告を行う時点において院内掲示を行っていないとしても、G-MISで報告を行った上で、当該報告内容が記載された帳票をG-MISから印刷し、当該帳票を遅滞なく院内掲示する場合には、「院内掲示による公表」を「有り」として報告して差し支えございません。

(参考) かかりつけ医機能報告における院内掲示の様式について

厚生労働省HPの「かかりつけ医機能報告制度」のページの一部を抜粋したものです。G-MISで院内掲示の帳票を印刷することが可能ですが、厚生労働省HPに掲載している様式例を院内掲示に活用することも可能です。

※「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」の別添3の様式をご活用ください。

健康・医療 **かかりつけ医機能報告制度**

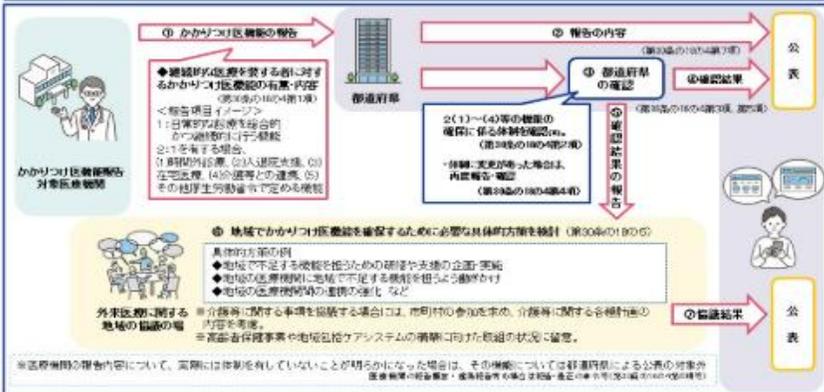
- 制度概要
- 関係資料等
- 研修・説明会
- 関係する会議について

制度概要

かかりつけ医機能報告の流れ

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場にて報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめた公表。



参考：かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会 報告書

関係資料等

医療法施行令の一部を改正する政令等の施行について (医政発0401第2号 令和7年4月1日)

- PDF 医療法施行令の一部を改正する政令等の施行について(医政発0401第2号 令和7年4月1日) [111KB]
- PDF 別添1 [32KB]
- PDF 別添2 [410KB]
- PDF 別添3 [1.2MB]
- PDF 別添4 [301KB]
- PDF 参考1 [80KB]
- PDF 参考2 [200KB]
- PDF 参考3 [96KB]
- PDF 参考4 [335KB]

かかりつけ医機能の確保に関するガイドラインについて (医政発0627第1号 令和7年6月27日)

- PDF かかりつけ医機能の確保に関するガイドラインについて(医政発0627第1号 令和7年6月27日) [92KB]
- PDF (別添1) かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン(第1版)(令和7年6月) [1.9MB]
- PDF (別添2) かかりつけ医機能に関する取組事例集(第1版)(令和7年6月) [6.1MB]
- W (別添3) 院内掲示様式(例) [33KB]
- W (別添4) 患者説明様式(例) [41KB]
- PDF (別添5) 医療機関向け制度周知リーフレット [823KB]
- P (別添6) 協議に活用する課題管理シート(例) [107KB]
- W (別添7) 協議の結果の公表シート(例) [28KB]
- PDF (別添8) かかりつけ医機能報告制度Q&A集 (令和7年6月) [284KB]

かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について (通知) (医政総発0827第1号)

- PDF かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について(通知)(医政総発0827第1号) [269KB]

かかりつけ医機能報告マニュアルの策定について (医政総発1104第1号)

- PDF かかりつけ医機能報告マニュアルの策定について(医政総発1104第1号) [67KB]
- PDF (別添1) 【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル [5.5MB]
- PDF (別添2) 【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル(G-MIS操作編) [4.8MB]

※上記マニュアルは必要に応じて更新を行う場合があります。最新版についてはこちらをご参照ください。

かかりつけ医機能報告G-MIS操作手順動画(令和7年11月)

- 【医療機関用】かかりつけ医機能報告制度操作手順動画

かかりつけ医機能報告における特記事項欄について

- 医療機関からのかかりつけ医機能報告の内容について、特記事項欄に、住民・患者への情報提供の観点から適切でない報告が行われている事例が確認されています。
- これまでも周知しているとおり、特記事項欄において報告された内容は医療情報ネット（ナビイ）にも反映され、住民・患者に対しても公表される情報となります。その点にも留意しながら各都道府県における確認において適切にご確認いただくようお願いします。
- なお、臨時の対応として、特記事項に係る留意事項を報告画面上に追記するG-MIS改修を実施しています。

G-MIS報告画面（一部抜粋）

特記事項（1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）

※こちらの特記事項にご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）にて公表されます。 ←

特記事項 ⓘ

1号機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）の有無の自動判別項目

1号機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能） ⓘ

その他の報告事項

医師数

医師数（常勤）

医師数（非常勤） ⓘ

外来の看護師数

外来の看護師数（常勤） ⓘ

報告画面の改修により特記事項に係る留意事項を画面上に追記

Q. 1号機能の報告事項である「院内掲示による公表」について、G-MISで報告を行った上で遅滞なく実施する場合には「有り」と報告して差し支えないか。

差し支えない。ただし、院内掲示を実施しているものとして報告を行ったにもかかわらず、遅滞なく院内掲示が行われない場合には、虚偽報告として都道府県の指導監督や罰則の対象となることに留意されたい。

Q. 1号機能の報告事項である「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」について、研修は毎年度修了しなければならないのか。また、いつまでに修了した研修でなければならないのか。

必ずしも毎年度修了したものである必要はなく、過去に修了されたかかりつけ医機能に関する研修であっても、研修の修了者「有り」として報告いただいて差し支えありません。ただし、当該研修の修了について有効期限等が定められている場合には、有効期限内のものについて報告されたい。

また、いつまでに修了した研修が報告対象であるかについては、原則として、かかりつけ医機能報告の報告基準日である1月1日時点における修了状況に基づきご報告いただくこととしている。ただし、令和7年度の報告においては、本制度に基づく報告が開始された初年度にあたることに鑑み、報告を行う時点において当該研修を修了している場合には、研修の修了者「有り」として報告いただいて差し支えない。（必ずしも1月1日時点で研修を修了している必要はない）

Q. 1号機能を有さない医療機関であっても任意で2号機能の報告を行うことは可能なのか。

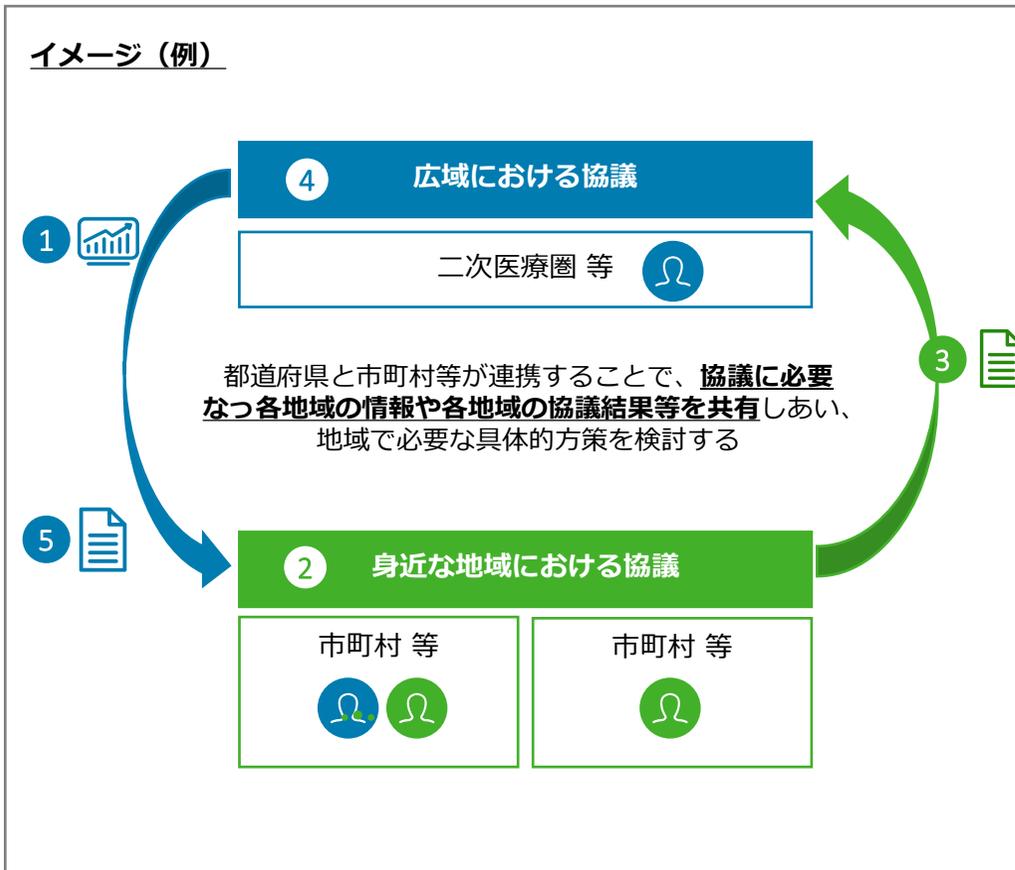
差し支えない。G-MISにおいても、1号機能のない医療機関が2号機能の報告を行うことができるように設計しており、また、1号機能の有無に関わらず、2号機能の報告内容に基づき、各機能の有無が自動で判定されるようにしているので確認されたい。

かかりつけ医機能に係る協議の場の進め方について（例）

令和7年12月19日かかりつけ医機能報告制度に係る第5回自治体向け説明会資料（一部改）

- かかりつけ医機能の協議は、身近な地域における医療・介護の実情や不足する機能の課題等を把握した上で、当該課題等を協議に反映し、具体的方策の検討を行うことが重要。
- 従って、都道府県が介護や福祉分野の実情等を把握する市町村等とも連携して協議体制を検討することが重要であり、例えば、広域的な観点から検討を行う協議と身近な地域において検討を行う協議について、それぞれの協議内容を共有しながら、地域において必要な具体的方策等を検討することが考えられます。

かかりつけ医機能に係る協議体制（例）



協議の進め方（例）

No	具体的な実施内容（例）
1	身近な地域における協議へのデータ等の情報提供や協議結果の共有等を依頼 都道府県は、身近な地域の関係者へのヒアリング等により、地域の課題等を把握し、報告データ等も参照して、協議課題を検討。 都道府県は、各地域へ必要な情報提供を行うとともに、協議結果の共有などを依頼。
2	身近な地域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議 都道府県や市町村等は、報告データや市町村等が所持するデータ等も活用しつつ、身近な地域における課題や具体的方策等について協議。 ※市町村等が実施する協議であっても、都道府県は、かかりつけ医機能に係る協議が円滑に行われるよう必要な支援を行う。
3	身近な地域における協議結果の共有 都道府県や市町村等は、身近な地域における協議結果を整理。 都道府県は、当該結果を踏まえつつ、広域的な観点から協議を行うことが望ましい課題等について検討。
4	広域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議 都道府県は、身近な地域における協議結果も踏まえながら、広域的な観点から検討を行うことが望ましい課題等について協議を行う。
5	広域における協議の場での協議結果の共有 都道府県は、広域における協議結果を身近な地域における協議へ反映できるように、身近な地域における協議に共有し必要な調整を行う。

※身近な地域におけるかかりつけ医機能の課題等を適切に把握して協議を行うことが可能である場合には、このスキームに限る趣旨ではない。